

たなべえマップ 広告募集要項

○目的

令和6年に「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産登録20周年を迎え、今後、ますます、田辺市街地を訪れるお客様が増えることが見込まれているなか、当地を訪れる皆様の利便性を向上させるため、市街地の案内をメインとした地図を作成する。

○発行主体

田辺観光協会

○掲載する印刷物

たなべえマップ（フルカラー、仕上がり A3 版）

○作成数（予定）

30,000 部

○広告掲載料

- ① 広告枠掲載：20,000 円（広告枠及び地図への店舗名・番号記載）
- ② 店舗名のみ掲載：2,000 円（地図上への名前のみ掲載）

○広告掲載対象事業者

旧田辺市内に店舗を置く事業者（業種は問わない）。

○掲載位置

たなべえマップ内への位置表示及び表面への広告掲載
掲載する広告の割り付け等については、田辺観光協会が行うものとする。

○配布期間

発行日から1年間

○広告枠の規格（1枠あたり）

縦2.0cm×横8.0cm

○募集受付期間

令和7年3月10日（月）まで

○配布場所

田辺市観光センター、田辺市街なかポケットパーク、宿泊施設、その他観光施設等

○掲載できない広告物

- 1.法令に違反し、又はその疑いがあるもの
- 2.政治性のあるもの又は選挙に関係するもの
- 3.宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- 4.人権侵害、差別又は名誉棄損となるもの又はそのおそれがあるもの
- 5.他人を誹ぼうし、中傷し、又は排斥するもの
- 6.投機心、射幸心をあおるもの又はそのおそれがあるもの
- 7.内容が虚偽・誇大であるなど過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれがあるもの
- 8.暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に定める暴力団に関するもの
- 9.青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- 10.個人・団体の意見広告及び名刺広告
- 11.社会問題についての主義主張や係争中の声明に関するもの
- 12.その他、掲載する広告として適当でないと認められるもの

○申込み方法及び掲載までの流れ

別紙たなべえマップ広告掲載申込書に必要事項をご記入の上、田辺観光協会事務局までFAX、メール、郵送又は直接持参してください。

なお、件名には『「たなべえマップ」広告掲載申込』とご記入ください。

○提出先

〒646-8545 田辺市東山一丁目5番1号

田辺観光協会 事務局（田辺市役所観光振興課内）

TEL：(0739)26-9929 FAX：(0739)22-9903

Mail：kankou@city.tanabe.lg.jp